

高山村空家等対策計画



令和4年11月

高山村

目 次

第1章 計画の概要	2
1-1 背景と目的	2
1-2 位置づけ	2
1-3 対象地区	2
1-4 計画期間	3
1-5 空家等の種類	3
第2章 現状と課題	3
2-1 統計資料等からみた空家等の現状	3
(1) 空家の推移と現状	3
(2) 人口の現状と将来推計	3
2-2 空家等実態調査	4
(1) 調査概要	4
2-3 所有者等意向調査	6
(1) 空家アンケート調査	6
2-4 空家等の発生要因と課題	8
(1) 空家等の発生要因	8
(2) 空家等対策に係る課題	9
第3章 空家等対策の基本的な考え方	10
3-1 基本理念	10
3-2 取組み方針	10
(1) 空家等の予防・適正管理	10
(2) 空家等の利活用	10
(3) 空家等の除却	10
3-3 目標指標	11
3-4 主体別の役割	12
(1) 空家等所有者等	12
(2) 地域住民	12
(3) 村	12
(4) 事業者	12
(5) 専門家・NPO	12
第4章 具体的な施策	13
4-1 空家等の予防・適正管理	13
(1) 啓発	13
(2) 相談	14
(3) 管理不全な空家等に対する助言等	14
(4) 特定空家等に対する措置	14
4-2 空家等の利活用	16
(1) 中古住宅としての流通促進	16

(2) 地域資源としての有効活用	16
4-3 空家等の除却	16
(1) 除却の促進	16
第5章 実施体制の整備・進捗状況の管理	17
5-1 高山村空家等対策協議会	17
5-2 庁内体制	18
5-3 多様な主体との連携	19
5-4 進捗状況の管理と検証	19

第 1 章 計画の概要

1-1 背景と目的

近年、全国的に人口減少、少子高齢社会が進む中で、既存家屋の老朽化等に伴い、空家等が年々増加しています。長期にわたり、十分な手入れが成されず放置された結果、防災・衛生・景観等の面で周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼし、大きな社会問題となっています。こうした空家等に対する施策を進めるため、平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」が公布され、平成 27 年 5 月に完全施行されました。

このような背景を踏まえて、本村における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、村が取り組むべき空家等対策の基本的な考え方を示す「高山村空家等対策計画」を策定しました。

※「空家」と「空き家」の記載については、空家法の表記にならい「空家」を使用します。

ただし、「空き家バンク」等の固有名詞については「空き家」を使用します。

1-2 位置づけ

この計画は、空家法第 6 条に基づき、本村の実情を踏まえた対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して定めます。

また、村の上位計画である「第六次高山村総合計画」や「高山村国土強靱化地域計画」との整合を図るとともに、関連計画である「高山村総合戦略」等との連携を図るものとします。

1-3 対象地区

空家等の発生は、村内の特定の地域に限定されないため対象地区は村内全域とします。

なお、空家等の現状分析などについては、4 地区（高井、中山、牧、奥山田）の地域を考慮した分析を行い、各地区の現状と課題を把握した上で、施策を検討します。



1-4 計画期間

計画の期間は、「第六次高山村総合計画」との整合を図り、令和4年12月1日からの約7年間（令和11年度末まで）とし、社会状況の変化や国の各種施策の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-5 空家等の種類

計画で対象とする「空家等」とは、空家法第2条第1項で定義されている「空家等」を対象とし、居住その他の使用がなされていない空家等のうち、一戸建ての空家等を主な対象とします。

【空家等の定義】

建築物^{※1}又はこれに附属する工作物^{※2}であって、居住その他の使用がなされていない^{※3}ことが常態^{※4}であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

- ※1：「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」と同義であり、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、これに附属する門又は塀等をいいます。
- ※2：「附属する工作物」とは、ネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物が該当します。
- ※3：「居住その他の使用がなされていない」とは、人の日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど、当該建築物等を現に意図を持って用いていないことをいいます。
- ※4：「常態」とは、おおむね年間を通して建築物等の使用実績がないことが基準となります。

第2章 現状と課題

2-1 統計資料等からみた空家等の現状

(1) 空家の推移と現状

①空家の推移

総務省の平成30年住宅・土地統計調査（H30.10.1基準日：推計値）では、全国の住宅総数6,240万7千戸のうち、空家が848万9千戸あり、空家率（総住宅数に占める空家の割合）は13.6%と過去最高となっています。

また、長野県は空家が20万1千戸で、空家率は19.5%（全国第3位）となり平成25年の前回調査に比べて0.3ポイント減少したものの高い水準となっています。

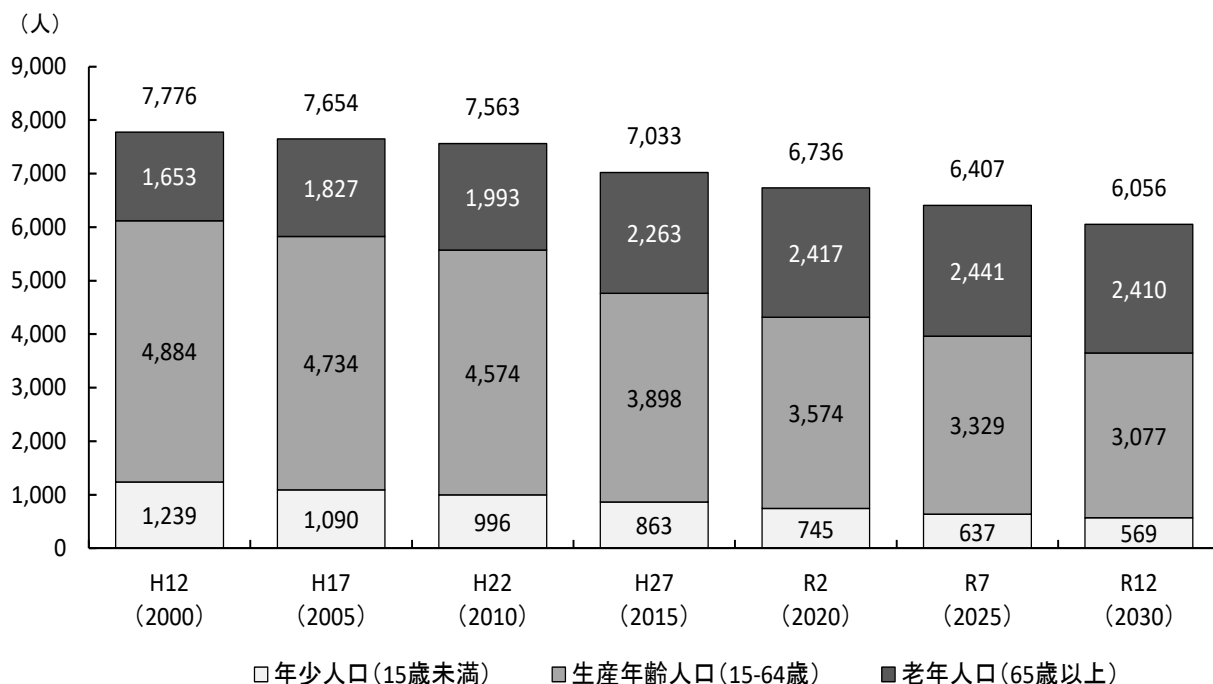
本村では、各区長からの報告及び現地調査などにより、令和4年度9月1日現在で空家数が155戸となっています。

(2) 人口の現状と将来推計

①本村の人口推移

本村の人口は、減少傾向が続いています。国勢調査によると、平成17（2005）年の7,654人から令和2（2020）年には6,736人となり、15年間で918人（12%）減少しています。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

今後も人口減少、少子高齢化が進むものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年には6,056人まで減少し、高齢化率が4割近くまで上昇すると推計されています。



※総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計が総人口と一致しない場合がある。
 出典：実績…総務省「国勢調査」
 推計…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

2-2 空家等実態調査

(1) 調査概要

①調査目的

空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施に向けて、空家等に関するデータベースの整備を行うものであり、本村における空家等の実態を把握するとともに、庁内における情報共有と施策検討時の有効利用が可能な空家データベースを構築することを目的とします。

②調査期間

令和4年8月1日から令和4年8月24日

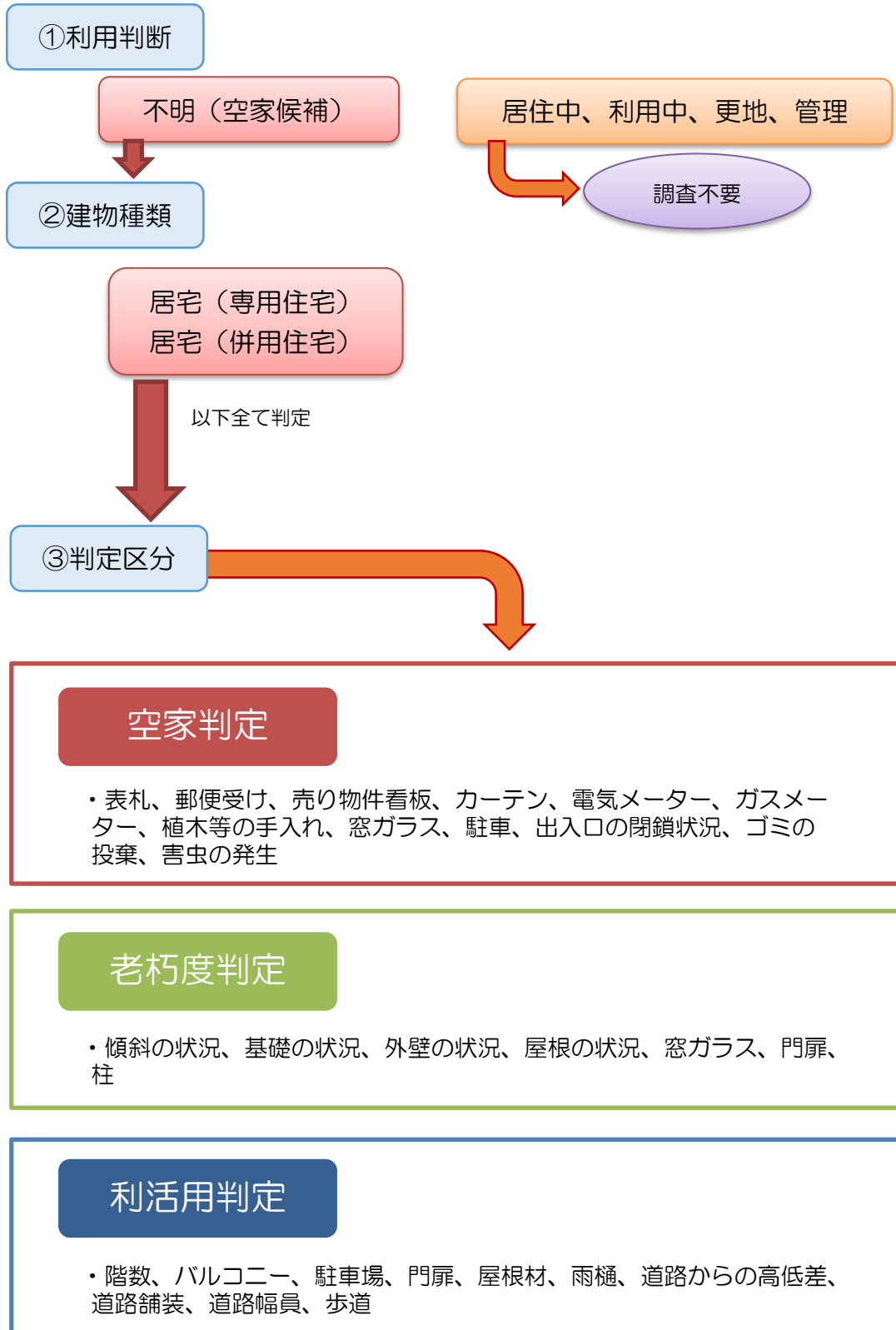
③調査対象

対象地域 高山村全域

④実態調査の流れ

平成28年度及び令和元年度の実態調査を参考に、令和4年度において各区長からの報告による空家候補の建物48戸について、外観目視による現地調査を行いました。現地調査の流れ及び調査項目は次のとおりです。

【現地調査の流れ及び調査項目】



2-3 所有者等意向調査

令和4年度の空家等実態調査に基づき、空家等と思われる建物の管理状況及び今後の利活用に関する意向等を確認するためのアンケート調査を実施しました。

(1) 空家アンケート調査

① アンケート調査の結果

令和元年度以降に空家となった家屋が新たに48戸あることが判明したことから、現在の管理の状況や空き家バンクの制度、空家活用推進事業の紹介を兼ねてアンケート調査を実施しました。

発送数及び回収率

発送件数	43件 (空き家バンク登録予定及び送付先不明空家を除く)
返信件数	26件
回収率	60.5% (26件/43件)

問1 家屋の使用状況等を教えてください。

(1) 現在使用している。

- ① 1年に数回利用している。 8件
- ② 物置として利用している。 2件
- ③ その他 4件(週2~3回使用、毎月使用 等)

(2) 使用していない。

- ① 老朽化が著しく、住めない状態である。 1件
- ② 現在は住んでいないが、将来は定住する意向がある。 5件
- ③ 今後も使用する予定はない。 6件

問2 家屋の管理について教えてください。

(1) 定期的に維持管理している。 21件

(2) あまり管理できていない。 4件

未回答 1件

問3 家屋を今後どのように活用される予定ですか。(複数選択可)

- (1)条件によっては売却してもよい。 9件
- (2)条件によっては貸してもよい。 4件
- (3)売却も賃貸借もするつもりはない。 11件
- (4)取り壊す予定である。 1件
- (5)その他 2件(存命中はそのまま、未定)
- 未回答 2件

問4 住宅の状況について

- (1)多少の改修が必要である。 11件
- (2)長く住んでいないため、かなりの修繕が必要である。 5件
- (3)ほとんど改修の必要はない。 8件
- 未回答 2件

問5 高山村空き家バンク登録制度をご存知でしたか。

- (1)知っていた 10件
- (2)知らなかった 15件
- 未回答 1件

問6 高山村空き家バンクに登録された物件を、売買、賃貸で契約した際に、高山村から補助金が交付されます。その補助制度をご存知でしたか。

- (1)知っていた 4件
- (2)知らなかった 21件
- 未回答 1件

問7 今後、この高山村空き家バンク登録制度への登録についてどのようにお考えですか。

- (1)今後、登録したい 1件
- (2)登録しなくてもいい 11件
- (3)わからない 12件
- 未回答 2件

※ 問7 で、「(2) 登録しなくてもいい」を選択した方のみ回答してください。

問8 登録しなくてもいい理由は何ですか。

- (1) 今後、使用する予定がある 6件
- (2) 他人に売却、賃貸する予定がある 0件
- (3) 他人に譲渡、貸出するのに抵抗がある 0件
- (4) 家具・仏壇等が置いたままである 2件
- (5) その他 3件(登録に抵抗がある、現在使用中、所有者が長期入院中)

問9 空家施策に係る、国、県、村等への要望がありましたらご記入ください。

また、どのような支援があれば、空き家バンクに登録していただけるか、具体的にご記入ください。

- ・見回りをしてほしい
- ・不用品処分等への支援をお願いしたい

2-4 空家等の発生要因と課題

(1) 空家等の発生要因

●居住者の死亡によるもの、居住者の移動によるものが多くなっています。

居住者の死亡によるものと住んでいた方の住み替えや転居など居住者の移動に伴うものが、多くなっています。

●高齢居住者の移動に伴う要因の割合が高くなっています。

居住者の移動に伴う要因としては、「入院・施設への入所」の割合が高い傾向にあります。このことから、将来的に高齢単身者世帯や高齢夫婦のみの世帯の持ち家が、今後空家等となる可能性が高いことがうかがえます。

●親の死亡による相続や相続人がいないなどの要因が考えられます。

相続放棄により空家になってしまうことも想定されます。更に相続人がいない方が死亡された場合も想定されます。

(2) 空家等対策に係る課題

課題① 空家等所有者に対して、空家等の適正管理に関する意識づけ

空家等の老朽化を防ぐためには適切な維持管理が必要ですが、適切な維持管理を持続するためには、維持管理をする上での問題を抱えやすい高齢の所有者や、遠方所有者への対応などを適切に行う必要があります。また、所有者等の中には解体して更地になることで、固定資産税が上がるため解体できないと考える方がいますが、空家等を放置することにより空家等が老朽化して危険な状態になった場合には、固定資産税特例措置の解除もあり得ることを所有者等に周知して空家等の長期化を防ぐ必要もあります。

このように、空家等の所有者等に対し、空家等の管理責任が基本にあることを啓発し、適正な維持管理、除却の促進を図れるように意識づけを行うことが必要になります。

課題② 空家等の増加を抑制するため、村民全体に対する空家等対策に関する啓発

空家等の発生要因のうち、居住者の死亡に関して、親等の死亡で相続が発生する際、相続人になる予定の方が、親等の死亡後の建物の利活用方法や管理方法をあまり検討していなかった場合、相続後も適正に利活用や管理がされないまま空家等となる可能性があります。

また、居住者の移動に関するものも同様に、居住者がいなくなった後の建物の利活用方法や管理方法が検討されていない場合、空家等になる可能性があります。このようなケースに限らず、今後、空家等になる可能性がある建物の空家化の予防や利活用・除却促進は、村民全体の空家等対策に関する意識の向上により実現すると考えられるため、村民全体へ向けた空家等に関する情報の提供や啓発を行う必要があります。

課題③ 空家等の立地特性にあわせたや利活用の方策の検討

近隣市町村に近い空家等については、移住・定住を促進させるための有効な住宅ストック活用が期待されるほか、奥山田地区においては、観光地や温泉施設が豊富にあることによって安らぎや憩いを求める移住者にとって魅力ある環境として空家の活用が期待されます。

このように、空家等を適正に管理または利活用を促進するためには、空家等の立地特性にあわせた適正管理や利活用の方策を検討する必要があります。

課題④ 所有者等の負担軽減や利活用を促進するための情報発信

空家等対策に関する支援の中で「解体や除却に対する補助」といった金銭的な支援のほかに、「賃貸・売却する仲介先の情報がほしい」という要望もあり、流通を促進する上で村が主導する空き家バンクが有効であると考えられますが、空き家バンクの制度について、「知っていた」と回答した方が4割程度であり、今後は、これらの活用を高めるために、情報発信を工夫する必要があります。

第 3 章 空家等対策の基本的な考え方

3-1 基本理念

本計画では以下の3つの基本理念により、本村の空家等対策に取り組んでいきます。

<基本理念>

- ◆村民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- ◆地域の活性化に向けた流通・利活用の促進
- ◆実現に向けた関係課、地域住民、民間事業者、関連団体や専門家など多様な主体との連携

3-2 取組み方針

空家等対策に取り組む上で、「空家等の予防・適正管理」、「空家等の利活用」、「空家等の除却」の3つを柱として、状況に応じたきめ細かな取組みを進めます。

(1) 空家等の予防・適正管理

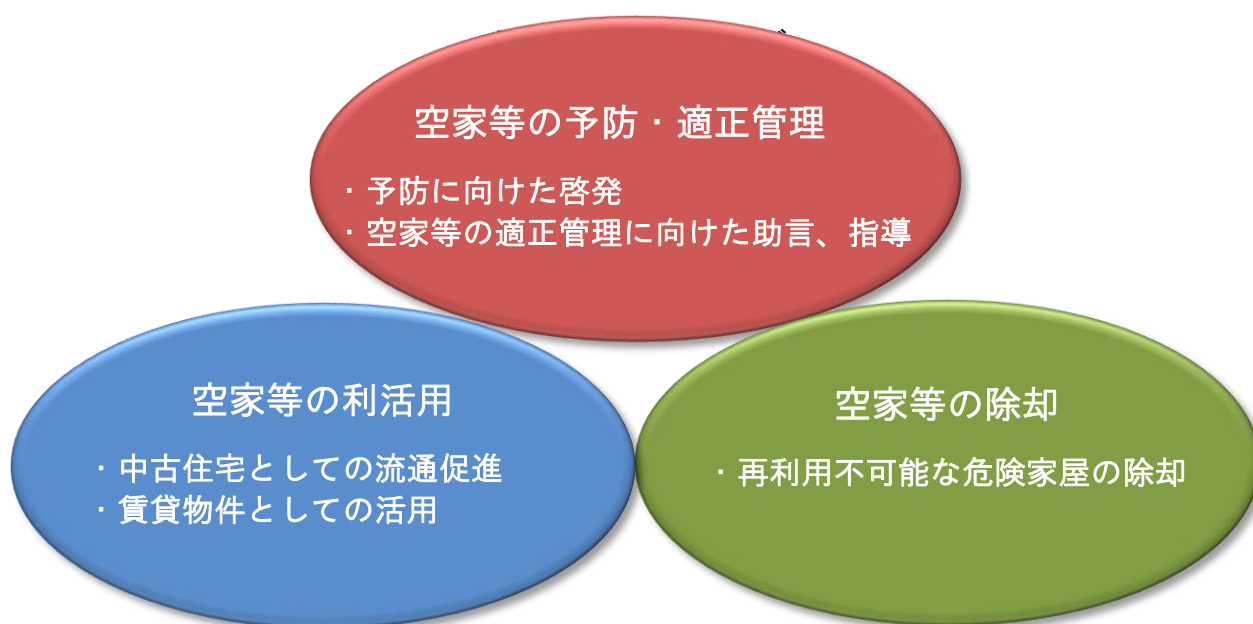
空家化を未然に防ぐため予防に向けた啓発を行うとともに、空家等の適正管理に向けた助言、指導等に取り組めます。

(2) 空家等の利活用

中古住宅としての流通促進、賃貸物件としての活用に取組みます。

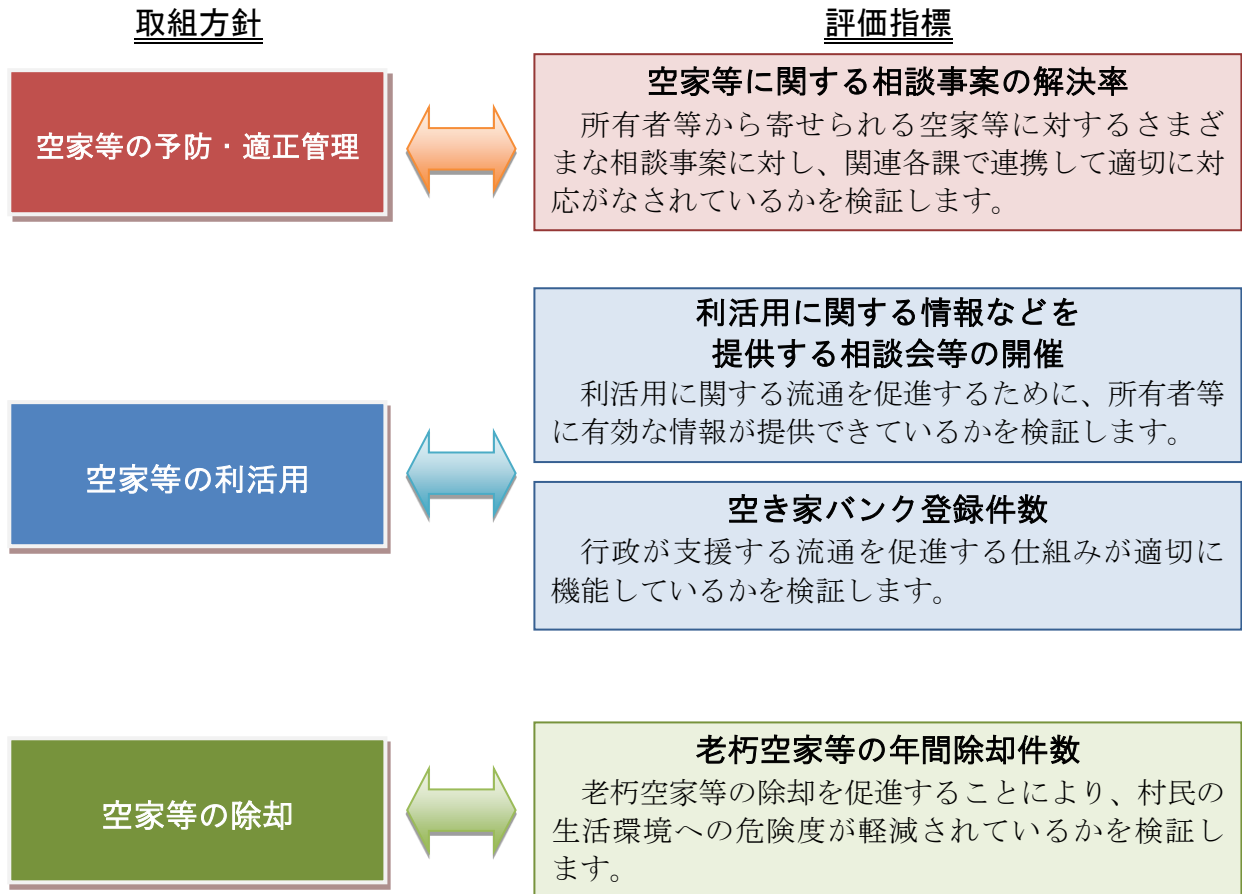
(3) 空家等の除却

再利用が不可能な危険家屋の除却に取り組めます。



3-3 目標指標

基本理念及び取組み方針に基づいて計画を進めるうえで、進捗状況を把握するための目標指標を設定し、計画期間最終年度における目標値を定めます。



評価指標と目標値

取組み方針	評価指標	目標値
空家等の予防・適正管理	空家等に関する相談事案の解決率	60% (令和11年度末時点)
空家等の利活用	利活用に関する情報などを提供する相談会等の開催回数	3回/年
	空き家バンク登録件数	10件/年
空家等の除却	老朽空家等の年間除却件数	1件/年

3-4 主体別の役割

空家等は私有財産であるため、基本的には所有者等の責任で管理されるものでありますが、さまざまな理由により適正に管理されない空家等が、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているため、空家等の問題を地域社会の問題と捉え、空家等の所有者等、地域住民、村、事業者等が連携し、役割をもって空家等対策に取り組めます。

(1) 空家等所有者等

所有者や相続人等は、空家等を放置した状態にしないよう適切な管理、活用（検討）等に努めるとともに、相続等が発生した場合には、必要な手続きを速やかに行うよう努めます。

(2) 地域住民

地域住民は、空家等の所有者等とのコミュニケーションを心がけ、空家等問題の発生予防に努めるとともに、地域内の見回り等により、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等を発見した場合には、村への速やかな情報提供に努めます。

(3) 村

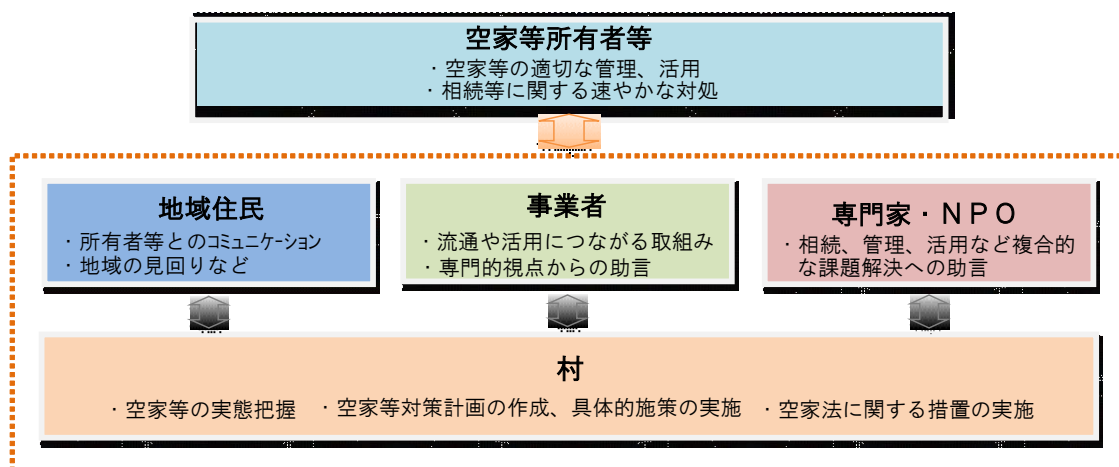
村は、空家等の実態把握に努めるとともに、空家等対策計画の作成、具体的な施策の実施、空家法に関する必要な措置を適切に講じます。

(4) 事業者

事業者は、空家等の流通や活用につながる積極的な取り組みを行うとともに、所有者等や村などに対し、専門的な視点から助言や支援に努めます。

(5) 専門家・NPO

不動産、法務、建築、まちづくりNPO等の関連団体や専門家は、所有者等や村などに対し、専門的な視点から相続、管理、活用に至るまで、空家等の抱える複合的な課題の解決への助言や支援に努めます。



主体間の連携イメージ

第 4 章 具体的な施策

4-1 空家等の予防・適正管理

(1) 啓発

①空家等の適正管理に関する意識啓発

空家等発生時の的確な対応や空家等の適正管理の重要性について、各種団体の協力を得ながら情報提供を行います。

【想定される手法】

- ・ 広報紙、ホームページ、リーフレットによる啓発
- ・ 固定資産税納税通知書への啓発文の印刷または同封
- ・ 空家等データベースの構築
- ・ 管理不全な空家の追跡調査の継続

②空家等の所有者等への積極的な意識啓発

空家等の所有者等に対し、管理責任は所有者等にあることの意識を高めるため、空家等対策に係る情報提供やセミナー等により啓発を行います。

【想定される手法】

- ・ 施策の情報提供及び関係団体との連携による空家等を生み出さないためのセミナー、相談会等の開催

③空家等予備軍に対する意識啓発

空家等を生み出さないため、空家等となる可能性のある住宅(独り暮らし高齢者など)に対し、窓口面談、民生委員との協力などにより啓発を行います。

【想定される手法】

- ・ 高齢者に対しての啓発及び実態調査
- ・ 相続等の相談会の開催

④防犯に関する啓発

空家等への不審者の侵入、野生鳥獣等の住み家や危険な空家等が子どものたまり場となることによる事故を未然に防ぐため、防犯啓発パトロールを継続して実施するとともに、各地域で活動する防犯ボランティア団体と空家等に関する情報を交換しながら、防犯に関する啓発を強化します。

【想定される手法】

- ・ 防犯啓発パトロールの継続実施、体制強化の検討
- ・ 各地域で活動する防犯ボランティア団体との情報交換
- ・ 猟友会との情報交換

(2) 相談

①相談窓口一本化のPR

空家等に関する苦情に的確な対応を行うとともに、空家等対策の取組みを分かりやすく伝えるために一本化された相談窓口（定住支援室）を広くPRします。

【想定される手法】

- ・一本化された相談窓口のPR

②所管課における初期指導

苦情の内容や空家等の状況に応じて対応部署を割り振り、所有者等に対して適正管理等の初期指導を行います。

【想定される手法】

- ・所有者等に対する所管課からの初期指導

③専門家等との連携

空家等の所有に関する相談や賃貸・売却・管理・解体などに関する具体的な相談にも適切に対応するため、不動産や建築等の関連団体や専門家との連携を図ります。

【想定される手法】

- ・協議会委員選出団体をはじめとする各種関係団体、専門家と連携した相談体制の構築

(3) 管理不全な空家等に対する助言等

①定期的な維持管理の指導・助言

所有者自身による空家等の定期的な維持管理に向けた指導・助言を行います。

【想定される手法】

- ・所有者等の適正管理を促す啓発活動
- ・所有者等からの相談に対する適切な指導・助言

②空家等管理事業者との連携

シルバー人材センターなど空家等管理を行っている事業者との連携を図るとともに、事業者に対して空家等管理サービスのさらなる充実に向けた働きかけを行います。

【想定される手法】

- ・シルバー人材センターとの協定による連携
- ・民間の空家等管理事業者との連携のあり方（登録制など）の検討

(4) 特定空家等に対する措置

「特定空家等」とは、空家法第2条第2項において以下の状態にあると認められる「空家等」を指します。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

①初期指導

- ・村民からの情報提供などにより、定住支援室またはその状況に応じて担当課による現地調査を実施し、所有者を特定し、適正管理についての初期指導を行います。

②特定空家等の判断

- ・初期指導による再三の指導にも関わらず改善が見られない場合に、特定空家等に該当するかを判断します。
- ・特定空家等の判定基準は、国が示すガイドライン（「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針）を参考にして、チェックリストで判断します。管理不全の建物の危険性については、「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」（国土交通省住宅局住環境整備室）を参考に、職員により外観目視で評価します。評点が一定の点数以上の建物を特定空家等の候補とし、該当建物が周辺に与える影響等を勘案して総合的に判断します。
- ・特定空家等は法に基づく措置の対象となることから、空家等対策協議会の助言、指導を得て慎重に行います。

③特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置は、以下のとおりとなります。

措置	適用条項	内容	
助言・指導	空家法 14 条 1 項	・特定空家等と判定された空家等の所有者に対して、法に基づき助言、指導を行います。	
勧告	空家法 14 条 2 項	・再三の助言、指導にも関わらず改善が見られない場合には、勧告の検討を行い、空家等対策協議会の助言、協力を得て勧告実施を判断します。	
命令	空家法 14 条 3 項から 8 項まで	・勧告を行っても改善が見られない場合には、所有者に対し事前に意見を述べる機会を設けた上で履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命令します。	
代 執 行	行政代執行	空家法 14 条 9 項	・命令を行っても改善が見られない場合は、行政代執行を行います。
	略式代執行	空家法 14 条 10 項	・所有者不明で助言・指導、勧告、命令の措置が確知できなかった場合は、略式代執行を行います。

4-2 空家等の利活用

(1) 中古住宅としての流通促進

①中古住宅の流通促進

空家等が活用されるよう不動産事業者との連携により中古住宅の流通促進を図ります。

【想定される法】

- ・民間事業者へ空家等の売買などを依頼することに不安のある所有者に対し、市場流通のひとつの手段として村が主導する空き家バンクの開設（一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会長野支部（以下、「宅建協会」という。）との協定の上での連携した事業の推進）
- ・不動産事業者が空家等を買収してリフォームを行う場合の敷地の取得費用に対する補助などの事業者向け支援制度の検討

② 専門家と連携した中古住宅の利活用方策の検討

建築や不動産関係団体の協力を得ながら、空家等活用によるリノベーション事例を紹介し、空家等の活用に対する関心を高めます。

【想定される手法】

- ・セミナー開催などで事例紹介をし、中古住宅の利活用についての関心を高めるための啓発活動

③ 関係団体と連携した購入やリフォーム支援の検討

現状の補助制度を踏まえ、リフォームに対する支援を検討します。

【想定される手法】

- ・購入やリフォーム支援の個人所有者向けの支援を見直します。

（２）地域資源としての有効活用

① 地域資源としての空家等の有効活用の促進

地域交流や地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から有効な利活用を図ります。

【想定される手法】

- ・空家等を資源として捉え、地域交流や福祉関係の所管課や関係団体と協力した資源の有効活用への取組み

② 活用事例などの情報提供

全国の様々な空家等の活用事例の情報提供を行います。

【想定される手法】

- ・全国の事例の情報を収集し、情報提供及び施策の展開

4-3 空家等の除却

（１）除却の促進

① 除却費用補助制度の検討

村民が安心して生活することができる環境を確保するため、倒壊や建築部材などが飛散する恐れのある危険な空家等の解体工事費用等に対する支援を検討します。

【想定される手法】

- ・国の制度に照らし合わせながら検討します。

第 5 章 実施体制の整備・進捗状況の管理

5-1 高山村空家等対策協議会

空家法第 7 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、村では「高山村空家等対策協議会設置要綱」を平成 31 年 4 月 1 日に施行し、高山村空家等対策協議会を設置しています。

① 役割

空家等対策協議会では、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議のほか、村が特定空家等の判断をする際に助言指導を行うとともに、勧告、命令、行政代執行等の措置を行う場合の助言・協力、協議を行います。

② 任期

委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

③ 委員構成

委員については、以下に掲げる者から村長が委嘱します。委員の総数は 10 人以内とします。

協議会委員構成（令和 3 年、4 年度）

役 職 等
高山村長
高山村議会
区長会
長野県司法書士会
一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
一般社団法人長野県建築士会ながの支部
社会福祉法人高山村社会福祉協議会
長野県須坂警察署 生活安全課長
長野県長野建設事務所 建築課長
須坂市消防本部 高山分署長

5-2 庁内体制

庁内組織である空家等対策庁内連絡会議は、村における空家等対策を円滑に推進することを目的とし、庁内関係各課の連携により、情報及び問題を共有し連絡調整を図り、空家等の調査や所有者への助言、相談、啓発等を進めます。

各課の役割

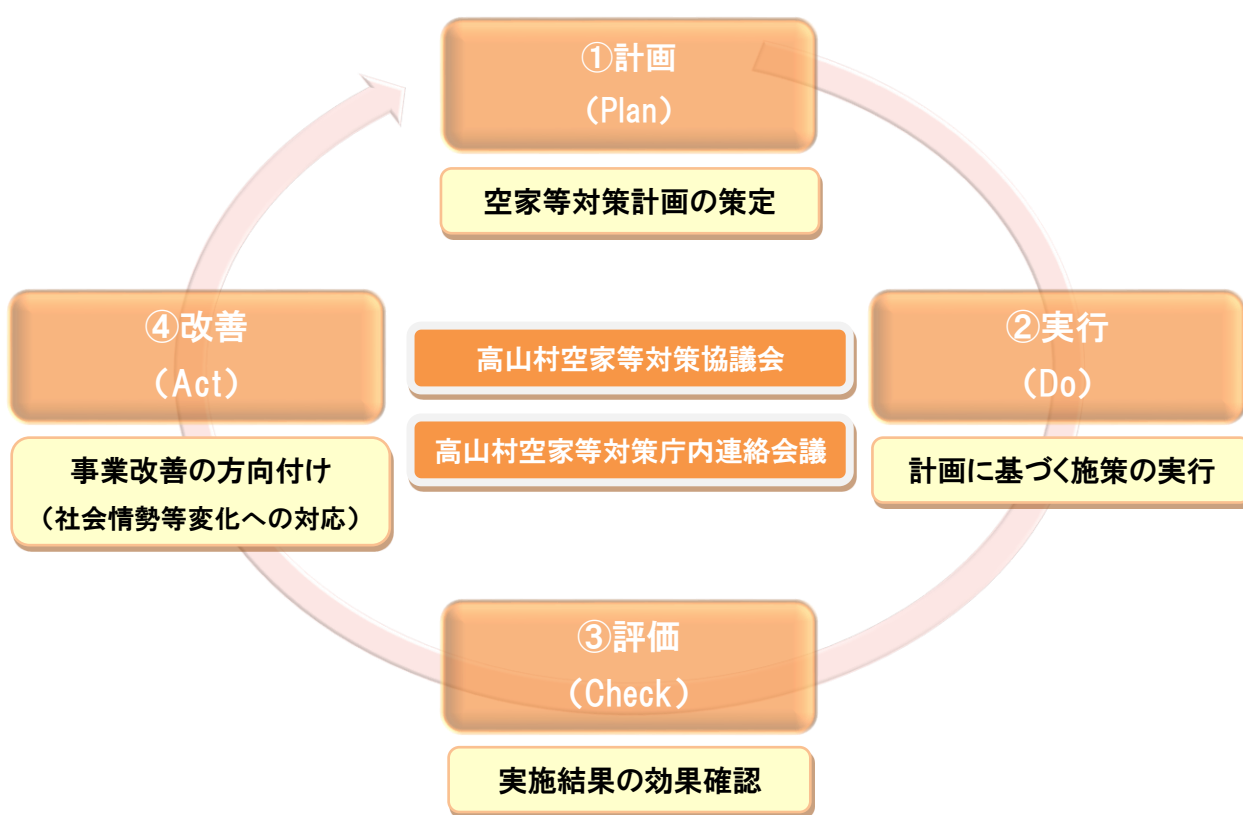
課名	役割
総務課	災害対策及び災害時の応急措置等に関する事項
健康福祉課	生活困窮者による空家等の管理に関する相談
	施設等に入所することによる空家等の発生に関する相談
住民税務課	空家法に基づいた固定資産課税台帳等の情報提供
	勧告した特定空家の固定資産税等の住宅用地特例の解除に関する事
	防犯、自治会や村民団体からの空家等の相談に関する事項
	生活環境、ゴミ等に関する事項に対する相談等
産業振興課	空家等の所有者が保有し隣接する農地の管理に関する事
建設水道課	空家等に隣接する道路及び河川等の管理に関する事
教育委員会	空家等に隣接する通学路の安全確保、園児・児童・生徒の危険防止
須坂市消防本部 高山分署	空家等の火災予防対応、応急措置の対応
定住支援室 (総合窓口)	移住、定住に関する事
	特定空家に対する措置に係る予算措置
	空家等の調査及びデータベースの整備
	空家等の適切な管理の促進
	特定空家に対する措置及び対処の実施
	空家等及び跡地の活用促進
	協議会及びその他関係機関との連絡、調整
	空き家バンクに関する事
	その他の施策全般

5-3 多様な主体との連携

高山村空家等対策協議会は、高山村空家等対策計画の作成、変更、実施に関する事項について協議するとともに、専門家団体等の多様な主体と連携し、相続登記や相続問題の解決、除草、剪定、解体、売却等の相談や実施ができる体制の整備を進めます。

5-4 進捗状況の管理と検証

より実行性・具体性のある計画となるよう、適切な PDCA サイクルにより柔軟な見直し等を実施し、効果的な空家等対策を講じます。



PDCA サイクル図

高山村空家等対策計画

(令和4年度 ~ 令和11年度)

令和4年11月

高山村 定住支援室 定住支援係

〒382-8510 長野県上高井郡高山村大字高井 4972
電話 026(214)9298 ファクシミリ 026(248)0066
e-mail : teiju@vill.takayama.nagano.jp